

江別市と北海道コカ・コーラボトリング株式会社とのまちづくり に関する包括連携協定書

江別市（以下「甲」という。）と北海道コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、両者が連携し、だれもが安心して暮らせる持続可能なまちづくりを推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が有する人的・物的資源を有効に活用した協働の取組を推進し、地域社会の安全・安心の確保、脱炭素社会の実現、子育て環境の充実及び市民サービスの向上を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携し協力する。また、具体的な協力内容については、甲乙協議の上、決定する。

- (1) 地域防災力の向上に関する事。
- (2) 子育て環境の充実に関する事。
- (3) 循環型社会の形成に関する事。
- (4) 協働のまちづくりの推進に関する事。
- (5) その他地域の活性化・市民サービスの向上に関する事。

2 前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、甲及び乙は定期的に協議を行うものとする。また、具体的な事業内容については、お互いの事業領域を尊重し、甲と乙が真摯に協議し、事業ごとに別に定める。

（協定内容の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく事業の実施において知り得た秘密事項を、第三者に開示又は漏洩せず、また本協定の目的外に利用してはならない。ただし、事前に書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、本協定の締結の日から令和8年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定を更新するものとし、その後も同様とする。

（疑義等の決定）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和6年11月7日

甲 江別市高砂町6番地
江別市

江別市長

後藤 好人

乙 札幌市清田区清田1条1丁目3番10号
北海道コカ・コーラボトリング株式会社

代表取締役社長

岡 正人